

## 「生活環境整備事業」の対象事業事前調査について

平成 24 年 6 月 22 日  
復興庁

1. 生活環境整備事業の趣旨 → 〔別添 1〕を参照

福島復興再生特措法第 17 条に基づき、国は避難解除等区域において、生活環境整備事業を行うことができることとなっています。

当該事業は、国の避難指示により長期間の避難を余儀なくされたことに起因して機能低下した当該区域の公共施設・公益的施設を、施設の管理者からの要請に基づき、国の責任において現状回復（清掃等）する趣旨のものです。その費用は法第 17 条第 2 項に基づき全額国が負担することとしています。

2. 本事業実施に係る事前調査 → 〔別添 2〕を参照

本事業について、各市町村における事業実施のご意向と具体的内容を把握し、可能な限り早期に本事業を開始するため、別添のとおり調査を実施します。